

議案第 9 2 号

交野市火災予防条例の一部を改正する条例について

交野市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることを目的とし、所要の改正を行いたいため。

交野市火災予防条例の一部を改正する条例案

交野市火災予防条例の一部を改正する条例

交野市火災予防条例（昭和61年条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 削除

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条—第23条）

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第24条—第29条）

第3節 火の使用に関する制限等（第30条—第36条）

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第37条）

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第37条の2—第37条の7）

第3章の3 林野火災の予防（第37条の8・第37条の9）

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第38条—第41条）

第2節 指定可燃物等の貯蔵取扱いの技術上の基準等（第42条—第43条の2）

第3節 基準の特例（第43条の3）

第5章 削除

第6章 避難管理（第54条—第62条）

第6章の2 屋外催しに係る防火管理（第62条の2・第62条の3）

第7章 山林の火災予防（第63条—第65条）

第8章 雑則（第66条—第75条）

第9章 罰則（第76条・第77条）

附則

第37条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第37条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第37条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第37条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第37条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第62条の3第1項第3号中「第68条」を「第68条第1項第6号」に改める。

第68条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長（消防署長）は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。